

準組合員に関する規定

(目的)

第1条 この組合は緊密な結束と社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(準組合員)

第2条 理事会で承認された加入申込者は、2年間は準組合員として取り扱う。

2 準組合員に対する本組合の定款、規約、その他規定の適用については、定款に定める役員の規定を除き準用する。

3 準組合員として加入し、2年を経過したものについては、その直後の理事会において審査し、何等問題がないと認められた場合は、前項の適用除外規定を解除する。ただし問題がある者については、脱退を勧告する。

(出資金の納入)

第3条 前条第3項において理事会で承認された者は、直ちに組合出資金を納入することにより組合員としての資格を取得する。

附則

1 この内規は、平成21年4月17日から施行する。